

所得税法第56条は廃止させよう！ —署名の取り組みを強めよう

所得税法第 56 条では、白色申告者の配偶者とその親族が事業に従事したとき、その給与は必要経費として認めていません。民商婦人部（全婦協）では、この条項の廃止を求める運動をすすめています。

所得税法第56条とは（法律条文は右参照）

日本の所得税法は、業者婦人など家族従業員の「働き分」を必要経費として認めず、白色申告では、配偶者は年間 86 万円、その他の家族は 50 万円の控除しか認めておらず、社会的にも経済的にも自立できない状況を生んでいます。

税法上は「青色申告」にすれば給料の支払いが認められますが、申告の仕方で労働の対価を不当に差別するものになっており、国際的にも批判を浴びています。

世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として認め、家族従業員の人権・人格、労働を正に評価しています。

全国362自治体で

56条廃止を求める請願が採択

「私たちの働き分を認めて」と婦人部が中心になって、毎年署名運動に取り組み、自治体や国会への請願を続けています。地方自治体では党派を超えて請願を採択した自治体が 360 をこえています。春日井民商婦人部でも思い切って運動を広げて、春日井市議会での請願採択をめざします。今回の商工新聞に署名用紙を折り込みました。家族・知り合いにお願いして、最寄りの婦人部役員までお届け下さい。

（事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例）

所得税法第 56 条

居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しないものとし、かつ、その親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。この場合において、その親族が支払を受けた対価の額及びその親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、当該各種所得の金額の計算上ないものとみなす。



大腸がん検診のキットを受け
取って受診しなかった方は4
月25日(木)までに検診キット
を返却して下さい！

今年もメーデーが開かれます

第84回尾張中部地区メーデー

とき 5月1日(水) 午前10時～

ところ 春見公園

民商で毎年「焼きそば」の出店をしています。今年も出店します。婦人部は「プラカードコンクール」（2年連続二位に入賞）に参加予定です。多数ご参加下さい。

春日井法律事務所友の会第26回憲法特別講座 「福島現場から憲法を考える」

講師 丹波 史紀さん（福島大学准教授）

4月27日(土) 午後1時半～ レディヤンかすがい

記

春日井民主商工会第47回定期総会

とき 5月30日(木) 午後7時～

ところ グリーンパレス春日井

第2会議室（2階）

会員は誰でも出席できます。多数ご参加下さい

毎月15日までの会費集金にご協力をお願いします 会計 山崎孝亀